



厚生労働省福島労働局 発表

平成 26 年 2 月 5 日

担 当	福島労働局総務部労働保険徴収室		
	室長	舞木	宏守
	室長補佐	白井	良一
	電	話	024(536)4607

福島県の一部の市町村で延長してきた 労働保険料などの申告・納付期限を3月31日までと指定します (東日本大震災関係)

東日本大震災の発生に伴い、福島県内 12 市町村の事業主の皆様には、労働保険料の申告手続きと納付の期限を延長していましたが、平成 26 年 3 月 31 日(月)が期限となります。

関係事業主の皆様は、同日までに労働保険料などの申告・納付手続きを行うことが必要になります。

ただし、申請すれば、さらに1年間(平成 27 年 3 月 31 日まで)期限が延長される場合があります。

詳細については、添付した厚生労働省の資料を参照してください。

【12 市町村】

田村市、南相馬市、伊達郡川俣町、双葉郡広野町、双葉郡楢葉町、双葉郡富岡町、双葉郡川内村、双葉郡大熊町、双葉郡双葉町、双葉郡浪江町、双葉郡葛尾村、相馬郡飯館村

報道関係者 各位

平成 26 年 2 月 4 日

【照会先】

[労働保険料、特別保険料、一般拠出金関係]
労働基準局 労災補償部労働保険徴収課
課長補佐 千谷 真美子 (内線 5159)
(直通電話) 03(3502)6722

[障害者雇用納付金関係]

職業安定局 高齢・障害者雇用対策部
障害者雇用対策課
課長補佐 境 伸栄 (内線 5859)
(直通電話) 03(3595)1173
(代表電話) 03(5253)1111

福島県の一部の市町村で延長してきた 労働保険料などの申告・納付期限を3月 31 日までと指定します (東日本大震災関係)

厚生労働省では、このほど、東日本大震災の発生に伴い福島県の 12 市町村で延長してきた労働保険料など[※]の申告・納付期限について、延長後の期限を平成 26 年 3 月 31 日(月)までとし、近日中に告示を行う予定です(これらの地域については、国税も 3 月 31 日を納期限として 1 月 31 日に告示)。

これまで、震災の被害が大きい青森、岩手、宮城、福島、茨城の 5 県について、平成 23 年 3 月 11 日以降に期限を迎える労働保険料などの申告・納付期限を延長してきました(平成 23 年 3 月 24 日付告示)。今回、12 市町村の申告・納付期限を指定することで、5 県の全ての地域で、延長後の期限が指定されたことになります。

なお、今回期限が指定される予定の 12 市町村でも、3 月 31 日までに労働保険料などを納付することが困難な事業主は、申請によって申告・納付期限がさらに延長される場合があります。

※「労働保険料など」とは

①労働保険料・特別保険料 ②石綿健康被害救済法に基づく一般拠出金 ③障害者雇用納付金が該当します。なお、障害者雇用納付金については、対象地域に主たる事務所の所在地がある事業主が対象となります。

(1) 申告・納付期限が指定される対象地域

福島県

田村市、南相馬市、伊達郡川俣町、双葉郡広野町、双葉郡檜葉町、
双葉郡富岡町、双葉郡川内村、双葉郡大熊町、双葉郡双葉町、
双葉郡浪江町、双葉郡葛尾村、相馬郡飯舘村

(2) 延長後の申告・納付期限

平成 26 年 3 月 31 日 (月)

(3) 対象となる労働保険料など

平成 23 年 3 月 11 日から平成 26 年 3 月 30 日までに申告・納付期限が到来する労働保険料など

- ・平成 22 年度から平成 24 年度までの確定労働保険料、特別保険料
- ・平成 25 年度の概算労働保険料、特別保険料
- ・平成 22 年度から平成 25 年度までの石綿健康被害救済法に基づく一般拠出金
- ・平成 23 年 3 月 11 日以降に申告・納付期限が到来する障害者雇用納付金

詳しい内容は、労働保険料及び一般拠出金については、事業場の所在地を管轄する都道府県労働局または労働基準監督署に、障害者雇用納付金については、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に、おたずねください。

- (参考 1) 事業主の皆様へ
～労働保険料・一般拠出金の申告手続・納付についてのお知らせ～
- (参考 2) 事業主の皆様へ
～障害者雇用納付金の納付期限等の延長等についてのお知らせ～

事業主

（福島県田村市、南相馬市、伊達郡川俣町、双葉郡広野町、双葉郡楢葉町、双葉郡富岡町、双葉郡川内村、双葉郡大熊町、双葉郡双葉町、双葉郡浪江町、双葉郡葛尾村、相馬郡飯舘村に主たる事務所がある事業主

の皆様へ

労働保険料・一般拠出金の申告・納付期限の指定についてのお知らせ

下記に記載の地域に所在する事業場の事業主の皆さまについては、労働保険料・一般拠出金の申告手続や、納付についての期限を延長していましたが、その納付期限については、**平成26年3月31日に指定されます（予定）**。

[福島県](2市7町3村)

田村市、南相馬市、伊達郡川俣町、双葉郡広野町、双葉郡楢葉町、双葉郡富岡町、双葉郡川内村、双葉郡大熊町、双葉郡双葉町、双葉郡浪江町、双葉郡葛尾村、相馬郡飯舘村

- ※ 申告の手続は、申告期限までに行ってくださいよう、お願いいたします。
- ※ 申請によって、さらに**1年間（平成27年3月31日まで）**延長することができます。

～納付の免除について～

東日本大震災による被害を受け、次の要件を満たす場合、要件②に該当していた期間（最大で平成23年3月1日から平成24年2月29日まで）の賃金に関する労働保険料と平成23年度の一般拠出金について免除が認められる場合がありますので、最寄りの労働局又は最寄りの労働基準監督署にご相談ください。

- 【要件】①平成23年3月11日に事業場が上記の地域に所在していたこと
②東日本大震災の被害により、賃金の支払に著しい支障が生じている等、労働保険料の支払が困難である事情があること

～納付の猶予について～

申告・納付期限を迎えた場合でも、納付の猶予の制度をご利用いただける場合がありますので、お早めに、最寄りの労働局又は最寄りの労働基準監督署にご相談ください。



このリーフレットに関するご質問等がございましたら、[最寄りの都道府県労働局]又は[最寄りの労働基準監督署]にお問い合わせください。

事業主（特に、福島県田村市、南相馬市、伊達郡川俣町、双葉郡広野町、双葉郡楡葉町、双葉郡富岡町、双葉郡川内村、双葉郡大熊町、双葉郡双葉町、双葉郡浪江町、双葉郡葛尾村、相馬郡飯館村に主たる事務所がある事業主）の皆様へ

障害者雇用納付金の納付期限等の延長等についてのお知らせ

1 障害者雇用納付金の納付期限等の延長について

東日本大震災による被害に対応するために、次の①と②に該当する障害者雇用納付金については、平成23年3月24日付け厚生労働省告示により、その申告又は納付の期限（以下「納付期限等」という。）を延長しています。

- ① 青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県内に、主たる事務所がある事業主が納付するもの
- ② 平成23年3月11日以降に納付期限等が到来するもの
（督促状の指定期限が平成23年3月11日以降である場合を含みます。）

※ 延長後の障害者雇用納付金の納付期限等は以下のとおりです。

- 青森県、茨城県に主たる事務所がある事業主
平成23年7月29日
- 岩手県、宮城県、福島県のうち、別表1の地域に主たる事務所がある事業主
平成23年9月30日
- 岩手県、宮城県のうち、別表2の地域に主たる事務所がある事業主
平成23年12月15日
- 宮城県のうち、別表3の地域に主たる事務所がある事業主
平成24年4月2日
- 福島県のうち、別表4の地域に主たる事務所がある事業主
平成26年3月31日（近日中に告示予定）

2 障害者雇用納付金の納付の猶予について

1に該当しない場合であっても（1に該当する場合で納付の期限が到来した場合を含む。）、東日本大震災により被害を受けた事業主の方について、個別の申請に基づき、一定の要件に該当すると認められた場合には、猶予の対象となります。

※ 詳しいことは、下記担当者までお尋ねください。

【お問い合わせ先】（納付期限を定める告示について）

職業安定局高齢・障害者雇用対策部
障害者雇用対策課雇用促進係 山口・水野
（代表） 03-5253-1111 内線:5855
（直通） 03-3595-1173

【お問い合わせ先】（納付金の申告・納付及び納付の指示について）

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 納付金部管理課管理係 奥山・佐藤
（代表） 043-213-6000 内線:3245
（直通） 043-297-9650

【別表 1】 延長後の納付期限等が平成 23 年 9 月 30 日である地域

	地 域
【岩手県】	盛岡市、花巻市、北上市、久慈市、遠野市、一関市、二戸市、八幡平市、奥州市、岩手郡雫石町、岩手郡葛巻町、岩手郡岩手町、岩手郡滝沢村、紫波郡紫波町、紫波郡矢巾町、和賀郡西和賀町、胆沢郡金ヶ崎町、西磐井郡平泉町、東磐井郡藤沢町、下閉伊郡岩泉町、下閉伊郡田野畑村、下閉伊郡普代村、九戸郡軽米町、九戸郡野田村、九戸郡九戸村、九戸郡洋野町、二戸郡一戸町
【宮城県】	仙台市、塩釜市、白石市、名取市、角田市、岩沼市、登米市、栗原市、大崎市、刈田郡蔵王町、刈田郡七ヶ宿町、柴田郡大河原町、柴田郡村田町、柴田郡柴田町、柴田郡川崎町、伊具郡丸森町、亶理郡亶理町、亶理郡山元町、宮城郡松島町、宮城郡七ヶ浜町、宮城郡利府町、黒川郡大和町、黒川郡大郷町、黒川郡富谷町、黒川郡大衡村、加美郡色麻町、加美郡加美町、遠田郡涌谷町、遠田郡美里町
【福島県】	福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、喜多方市、相馬市、二本松市、伊達市、本宮市、伊達郡桑折町、伊達郡国見町、安達郡大玉村、岩瀬郡鏡石町、岩瀬郡天栄村、南会津郡下郷町、南会津郡桧枝岐村、南会津郡只見町、南会津郡南会津町、耶麻郡北塩原村、耶麻郡西会津町、耶麻郡磐梯町、耶麻郡猪苗代町、河沼郡会津坂下町、河沼郡湯川村、河沼郡柳津町、大沼郡三島町、大沼郡金山町、大沼郡昭和村、大沼郡会津美里町、西白河郡西郷村、西白河郡泉崎村、西白河郡中島村、西白河郡矢吹町、東白川郡棚倉町、東白川郡矢祭町、東白川郡塙町、東白川郡鮫川村、石川郡石川町、石川郡玉川村、石川郡平田村、石川郡浅川町、石川郡古殿町、田村郡三春町、田村郡小野町、相馬郡新地町

【別表 2】 延長後の納付期限等が平成 23 年 12 月 15 日である地域

	地 域
【岩手県】	宮古市、大船渡市、陸前高田市、釜石市、気仙郡住田町、上閉伊郡大槌町、下閉伊郡山田町
【宮城県】	気仙沼市、多賀城市、本吉郡南三陸町

【別表 3】 延長後の納付期限等が平成 24 年 4 月 2 日である地域

	地 域
【宮城県】	石巻市、東松島市、牡鹿郡女川町

【別表 4】 延長後の納付期限等が平成 26 年 3 月 31 日である地域 (近日中に告示予定)

	地 域
【福島県】	田村市、南相馬市、伊達郡川俣町、双葉郡広野町、双葉郡檜葉町、双葉郡富岡町、双葉郡川内村、双葉郡大熊町、双葉郡双葉町、双葉郡浪江町、双葉郡葛尾村、相馬郡飯館村